沼津市営住宅今沢団地建替事業

要求水準書(案)
【入居者移転支援業務編】

令和4年12月9日

沼津市

一目 次一

(参	考)移転・退去について	1
本要:	求水準書の位置付け	2
第1	業務実施にあたっての基本的事項	3
1	業務内容	
1	(1) 移転計画の立案	
	(2) 既存住棟からの移転・退去支援業務	
	(3) 移転対象入居者からの相談対応業務	
	(4) その他入居者移転支援業務に必要な関連業務	
2	本要求水準書の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	遵守すべき法令等	
4	業務の進め方	
	(1) モニタリング	
	(2) 業務の実施に関する留意事項	4
第2	移転計画の立案	6
1	移転計画の立案	6
2	移転計画の作成に関する条件	6
	(1) 入居状況等について	6
	(2) 移転先の修繕費用の負担について	6
	(3) 仮移転について	6
第3	既存住棟からの移転・退去支援業務	7
1	業務の流れ	7
2	業務内容	8
	(1) 事前説明会の開催業務(解体予定となる既存住棟全体の入居者を対象)	8
	(2) 移転説明会の開催業務(工区毎の移転対象入居者を対象)	
	(3) 移転先の調整業務	.0
	(4) 移転契約手続きに関する説明会の開催業務	.2
	(5) 移転契約手続き等の支援業務	.3
	(6) 移転・退去完了現場確認業務	.4
第4	移転対象入居者からの相談対応業務	.5
笙 5	その他入民者移転支援業務に必要が関連業務 1	6

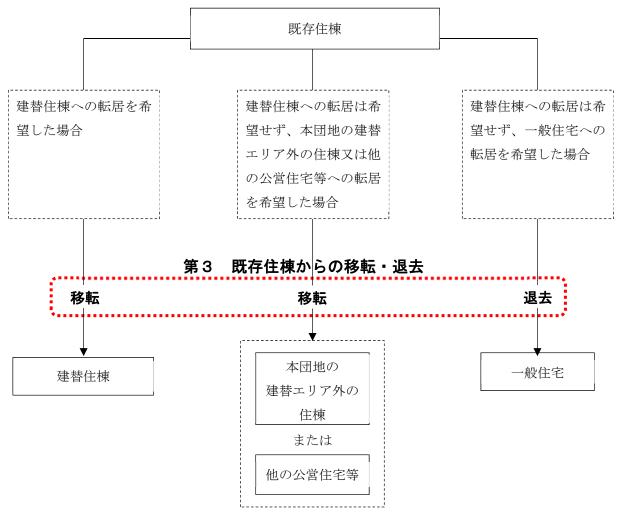
第6	入居者	移転支援業	務にあたっての留意事項	17
1	移転・	退去に係る	リスク分担について	17
2	移転対	象入居者に	よる不法投棄について	17
【閲覧	覧資料1	(移転)】	請書(第4号様式)	
【閲覧	覧料2	(移転)】	市営住宅入居時誓約書	
【閲覧	覧資料3	(移転)】	参考様式集	
【閲覧	覧料4	(移転)】	市営住宅の管理戸数及び空家戸数	
【閲覧	賃資料 5	(移転)】	市営住宅今沢団地の事前アンケート調査結果	

(参考) 移転・退去について

本事業において解体予定となる既存住棟の入居者の移転・退去の流れと、「移転」「退去」の用語の使い分けは、下図に示すとおりである。

本書では、第3で、既存住棟からの移転(建替住棟への移転、及び本団地の建替エリア外の住棟又は他の公営住宅等への転居)・退去(一般住宅への転居)について、事業者が実施する支援業務及び要求水準を記載している。

■既存住棟の入居者の移転・退去の流れ



本要求水準書の位置付け

沼津市営住宅今沢団地建替事業 要求水準書【入居者移転支援業務編】(以下「本要求水準書」 という。)は、本事業において、入居者移転支援業務に関して市が要求する性能の水準を示すとと もに、入札参加者の提案に対して具体的な指針を示すものである。

なお、建替整備業務及び維持管理業務の要求水準については、別途「沼津市営住宅今沢団地建 替事業 要求水準書【建替整備業務及び維持管理業務編】」を参照すること。

沼津市営住宅今沢団地建替事業 要求水準書 【入居者移転支援業務編】

第1 業務実施にあたっての基本的事項

入居者移転支援業務は、本要求水準書の範囲内で、移転対象入居者の移転及び退去に係る 業務の支援を行い、本事業を円滑に推進することを目的とする。

1 業務内容

事業者は、入居者移転支援業務として、以下の業務を行うものとする。

(1) 移転計画の立案

円滑な移転又は退去を進めるため、移転対象入居者の立場に立った「無理がなく効率的な」移転計画を立案し、市に提案すること。

なお、移転計画の立案にあたっては、建替整備業務における工区設定等と連動した内容とすること。

詳細は、第2を参照すること。

(2) 既存住棟からの移転・退去支援業務

詳細は、第3を参照すること。

- ア 事前説明会の開催業務
- イ 移転説明会の開催業務
- ウ 移転先の調整業務
- エ 移転手続きに関する説明会の開催業務
- オ 移転契約手続き等の支援業務
- カ 移転・退去完了現場確認業務

(3) 移転対象入居者からの相談対応業務

詳細は、第4を参照すること。

(4) その他入居者移転支援業務に必要な関連業務

詳細は、第5を参照すること。

2 本要求水準書の変更

市は、入居者移転支援業務の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生又はその他特別の理由により、業務内容を見直す必要があると判断した場合は、本要求水準書の変更を行うことがある。

この変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、特定事業契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

3 遵守すべき法令等

入居者移転支援業務の実施にあたり、関連法令等を遵守するとともに、市が定める要領を 参考に業務を進めること。

具体的な法令等は、沼津市営住宅今沢団地建替事業 要求水準書【建替整備業務及び維持管理業務編】の第2「2 事業に必要と想定される根拠法令等」を参照すること。

4 業務の進め方

(1) モニタリング

ア 事業者は、契約後速やかに、入居者移転支援業務計画書(以下「業務計画書」という。) を作成し、本要求水準書で定めている業務内容について、業務期間内に適切に実施する ための体制や方法等の詳細を定め、市の承諾を受けること。

なお、業務計画書の内容に変更が生じる場合についても、事前に市の承諾を受けること。

- イ 事業者は、工区毎に入居者移転支援業務の完了報告を行い、市の確認を受けること。 また、全ての工区が完了した場合は、業務全体の完了報告もあわせて行うこと。
- ウ その他、必要に応じて又は市が必要とするときには、適宜、業務の進捗について報告・ 説明を行うこと。

(2)業務の実施に関する留意事項

事業者は、業務計画書に基づき業務を実施すること。なお、業務実施にあたり、次のことに対応すること。

ア 入居者の要望、苦情等への対応

事業者は、業務の実施に関して、移転対象入居者から要望や苦情等を受けた場合は、迅速かつ誠実に対応し、対応の結果を速やかに市に報告すること。

なお、受けた要望や苦情等の内容が業務範囲外の場合は、市に速やかに報告し、以降の対応について協議すること。

また、特別の事情がある場合、市から別途指示することがあるので、その場合は指示に 従い対応すること(別途追加清算することは想定していない)。

イ 想定外の事態への対応

想定外の事態が発生した場合、事業者は速やかに市に報告し、その指示により対応すること。

緊急を要する場合は、事業者の判断で適切に対応し、対応の結果を直ちに市に報告すること。

その他、業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、遅滞なく市に 報告すること。

ウ 個人情報の保護

事業者は、業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

また、契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

エ 入居者のニーズ把握

事業者は、移転又は退去に関する移転対象入居者のさまざまなニーズの把握に努め、可能な範囲での対応を行うこと。

特に高齢者、障がい者等の入居者に対しては、十分な配慮を行い、適切な対応を行うこと。

また、移転説明会等において移転対象入居者が建替住棟への入居イメージが想定できる工夫を行うこと。

オ 入居者の状況把握

事業者は、本事業を円滑に進めるため、できる限り、移転対象入居者の移転準備状況を 逐次把握するよう努めること。

特に、事業の進行を妨げる可能性のある移転対象入居者(病気等により移転ができない可能性がある場合等)がいることが発覚した場合は、市と連携しながら、その状況を積極的に把握すること。

カ 入居者による書類の提出

事業者は、入居者が提出する書類について、提出の遅延、記入の漏れや誤り等の不備が あった場合には、直接訪問する等の対応を行い、速やかに是正を図ること。

また、事業者が、入居者に郵送による書類の提出を求める場合には、料金受取人払とするか又は切手貼付の返信用封筒を用意して行うものとすること。

第2 移転計画の立案

1 移転計画の立案

事業者は、入札手続において提出した提案書に基づき、建替整備業務と入居者移転支援業務の各業務が連動した計画とし、移転対象入居者の立場に立った、無理がなく効率的な移転計画を立案すること。

なお、移転対象入居者の移転先又は退去先については、移転対象入居者の意向を可能な限 り考慮する必要があることから、事業者が行う移転先の調整(移転対象入居者へのアンケー ト調査等)の結果を踏まえ、必要に応じて移転計画の修正等を行うこと。

2 移転計画の作成に関する条件

(1) 入居状況等について

本団地の入居状況及び駐車場状況については、沼津市営住宅今沢団地建替事業 要求水 準書【建替整備業務及び維持管理業務編】の【添付資料 11】に示す。なお、最新の入居状 況及び駐車場状況については業務着手の際にあらためて提供する。

(2) 移転先の修繕費用の負担について

市営住宅の空き住戸を移転先として使用する場合、入居に必要な修繕は市が行うものとする。(修繕期間の目安は戸数によって変動するが2~3ヵ月程度である)

(3) 仮移転について

仮移転がないよう、移転計画を作成することを基本とする。

第3 既存住棟からの移転・退去支援業務

業務の)流れ 事業者の業務	务範
(1)	自治会への事前説明会(建替整備業務において事業者が実施)	
(2)	移転説明会の開催(移転対象入居者を対象)	
	・建替計画の説明、移転先アンケート配布	
	移転対象入居者に対する明渡し請求と同意書の取得(市が実施)	
	上記、同意書の回収支援	基
	アンケート回収、移転先の調整案の作成 → 市が移転先を決定	
	移転対象入居者への移転先の通知 ・ 移転承諾書 (第1号参考様式)	
(4)	移転契約手続きに関する説明会の開催	
(5)	移転契約手続き等の支援	
	・請書(第4号様式)・各種証明書類	
	・ 市営住宅入居時誓約書	
	建替住棟への入居手続きの支援	
	・新家賃及び敷金差額の提示 入居決定(市)	
	・鍵渡し・設備機器使用方法の説明	
L	RAMINATURE (7.1177) EAST DUTY	
(6)	夕 3 尺 4 1 2 4 1 2 4	
(0)	各入居者と移転日・退去日の調整	
	鍵渡し→ 移転・退去の実施(入居者)	
	上記、鍵渡し支援	
	移転・退去が完了したことの現場確認	
	・移転等完了届 (第2号参考様式)、請求書 (第3号参考様式) ・移転等が完了したことの確認報告書 (事業者が作成)	
	・既存住戸内に残存物がないか確認	
	移転料の支出(市が実施)	

2 業務内容

既存住棟からの移転・退去に関する支援業務は以下のとおりとする。

(1) 事前説明会の開催業務(解体予定となる既存住棟全体の入居者を対象)

※建替整備業務において事業者が実施

項目	実施時期の目安	業務内容
事前説明会の	本契約後速やか	・建替計画、スケジュール等の概要について、自治会に対
開催	に	して事前説明会を行う(解体予定となる既存住棟全体
		の入居者への周知方法は、自治会と協議し、決定する)。
		・自治会に対する説明会の開催通知を配布する(説明会開
		催の1ヶ月前までに通知することを基本とする)。
		・説明会資料の作成、印刷及び配布を行う。
		・説明会の出席者名簿及び議事録の作成を行い、市へ提
		出する。
		※団地全体への周知用の資料を作成すること。
		※事業の全体概要や移転料の支払いについては市が説明
		する。
		※入居者に配慮し、本団地内の集会所又は今沢地区セン
		ターを会場とすることを基本とする(会場手配のため
		の自治会等との調整及び会場設営は、事業者が行うこ
		と)。
		※日本語が通じない外国人や当日欠席者への対応とし
		て、個別対応(多言語による資料作成や通訳、欠席者へ
		の追加説明等)も考えられる。

(2) 移転説明会の開催業務(工区毎の移転対象入居者を対象)

項目	実施時期の目安	業務内容
移転説明会の	移転可能日の約	・建替計画、建替住棟への入居スケジュール、移転の契約
開催	6ヶ月前まで	手続き、移転先に関するアンケート調査の実施等につ
		いて、移転対象入居者に対して説明を行う。
		・移転対象入居者に対する説明会の開催通知を配布する
		(説明会開催の1ヶ月前までに通知することを基本と
		する)。
		・説明会資料の作成、印刷及び配布を行う。
		・説明会の出席者名簿及び議事録の作成を行い、市へ提
		出する。
		※事業の全体概要や入居・移転手続き及び移転料の支払
		いについては、市が説明する。
		※移転対象入居者に対する明渡し請求と同意書の取得は
		市が行う(ただし、回収支援は事業者が行うこと)。
		※移転対象入居者に配慮し、本団地内の集会所又は今沢
		地区センターを会場とすることを基本とする(会場手
		配のための自治会等との調整及び会場設営は、事業者
		が行うこと)。
		※日本語が通じない外国人や当日欠席者への対応とし
		て、個別対応(多言語による資料作成や通訳の採用、欠
		席者への追加説明等)も考えられる。

(3) 移転先の調整業務

項目	実施時期の目安	業務内容
移転先アンケ	移転説明会後、	・入居者に対して、移転先又は退去先に関するアンケート
ート実施・回	速やかに実施	調査を実施する。
収		・入居者からアンケートを回収する。
		※アンケートの内容及び回収方法等は、事業者が検討し、
		事前に市と協議すること。
		※入居先・移転先の希望は、少なくとも第1希望から第3
		希望ぐらいまで聞くこと。
		※移転可能な公営住宅等の空き住戸は、市から事前に提
		示する。
		※移転先の調整に特別な配慮が必要な事情(身体に障が
		いがあるため低層階を希望、家賃が高くなる建替住棟
		へ入居は希望しない等)を把握すること。
		※期限までに回答がない入居者に対しては、事業者から
		回答の催促すること。
		※工事の支障となる駐車場の移転先も調整すること。
移転先の調	アンケート回収	・入居者から回答のあったアンケート結果を踏まえ、移
整・決定	後、速やかに実	転先の調整並びに公営住宅等の空き住戸への移転を希
	施	望した入居者の移転先を調整し、その調整結果を市に
	(移転可能日の	報告する。
	5ヶ月前までに 移転先を決定)	・事業者から報告された調整結果をもとに、市が移転先
	物料元を伏足)	を決定する。
		※移転先の希望が重複した場合は、身体に障がいがある
		等の優先順位を定めて移転先を決める方法や、抽選な
		どにより決める方法が考えられるが、調整・決定方法は
		業務計画書に記載し、事前に市の承諾を受けること。
		※駐車場の移転先も調整すること。
		※一般住宅への退去の場合の退去先は、入居者自らが探したことで見る。
		すことを想定しているが、事業者が斡旋する旨の提案
		を妨げるものではない。
		※左記の時期までに移転先を調整、決定できない恐れが 生じた場合は、速やかに市に報告し、その後の対応を協
		生した場合は、速やかに川に報合し、その後の対応を励 議すること。
		成りる~~。

項目	実施時期の目安	業務内容
入居者への移	移転先の決定	・市による移転先(駐車場も含む)の決定後、入居者に対
転先の通知	後、速やかに実	して決定した移転先を文書により通知する(市が作成
	施	した通知書を、事業者が送付する)。
		・移転先決定の通知後、入居者から移転承諾書(第1号
		参考様式)を提出させ、受理した承諾書を市に提出す
		る。

<移転先決定後に必要な書類> ・移転承諾書(第1号参考様式)

(4) 移転契約手続きに関する説明会の開催業務

項目	実施時期の目安	業務内容
移転契約手続	移転先の決定	・移転先及び退去先が決まった入居者に対して、移転契
きに関する説	後、速やかに実	約手続きに関する説明を行う。
明会	施	・入居者に対する説明会の開催通知を配布する(説明会
		開催の1ヶ月前までに通知することを基本とする)。
		・説明会資料の作成、印刷及び配布を行う(入居手続き
		にかかる資料は除く)。
		・説明会の出席者名簿及び議事録の作成を行い、市へ提
		出する。
		※入居者に配慮し、本団地内の集会所又は今沢地区セン
		ターを会場とすることを基本とする(会場手配のため
		の自治会等との調整及び会場設営は、事業者が行うこ
		と)。
		※日本語が通じない外国人や当日欠席者への対応とし
		て、個別対応(多言語による資料作成や通訳の採用、欠
		席者への追加説明等)も考えられる。

(5) 移転契約手続き等の支援業務

項目	実施時期の目安	業務内容
移転契約手続	入居可能日の	・市と入居者が締結する移転等の契約について、入居者
き等の支援	1ヶ月前まで	の契約書類作成や市への提出の支援を行う。
		・入居者に対して、市営住宅すまいのしおりの説明を行
		った後、入居者から契約書類を受領し、内容を確認す
		る。
		・内容の確認後、契約書類として満足している場合は、
		市へ提出する。
		※入居に関する説明後に、入居者から当該内容について
		誓約したことを証する市営住宅入居時誓約書の提出を
		受けること。
		※書類に不備や記載漏れ等がある場合は、移転対象入居
		者に修正するよう事業者から指示すること。
		※日本語が話せない外国人への対応としては、必要に応
		じて通訳を採用するなど工夫すること。
		※高齢者等に対しては、契約書類の記入の仕方などを丁
		寧に説明するなどの配慮が求められる。
建替住棟への	契約書類提出	・入居者に対して、入居決定通知書等を文書により通知
入居手続きの	後、速やかに実	する (市が作成した通知書を、事業者が配布する)。
支援	施	・上記通知に併せ、新家賃及び敷金差額の提示の説明を
		行う。
		※敷金差額について、別途納付が必要な場合は納付書を
		市が作成し、事業者が入居者に渡す。
	敷金の納付が確	・入居者に対して、建替住棟の新住戸の鍵渡し、設備機
	認された後、速	器使用方法等の説明を行う。
	やかに実施	※入居者が鍵を受領した際に、それを証する受領証(様式
	(敷金の納付が	任意)の提出を受けること。
	不要な場合は契	
	約書類提出後)	

<契約書類>

- ·請書(第4号様式)
- 各種証明書類
- 市営住宅入居時誓約書
- <入居手続き書類>
- 鍵受領証(任意様式)
- ・敷金納付書(差額分が生じる場合のみ)

(6)移転·退去完了現場確認業務

項目	実施時期の目安	業務内容
各入居者と移	移転可能日の前	・各移転対象入居者の移転日又は退去日を把握する。
転・退去日の	目まで	※把握方法は、事業者に委ねる。
調整		
移転・退去が	各入居者が移転	・明渡す住戸について、当該移転対象入居者の立会いの
完了したこと	又は退去した日	もと、移転又は退去が完了したことの現場確認を行う。
の現場確認	から遅滞なく	・移転対象入居者による残置物がないかどうかの確認を
		行う。
		残置物があった場合は、当該移転対象入居者に処分す
		るよう事業者から指示すること。
		・移転又は退去が完了したことの確認後、明渡す住戸の
		鍵と移転完了時に必要な書類について入居者から受領
		する(住民票は移転先の住所となっていることを確認
		すること)。
		・移転又は退去が完了したことの確認報告書(完了状況
		が分かる写真を含む。)を作成し、受領した鍵と必要書
		類と共に、市に提出すること。
		※残置物については、移転対象入居者が適切に処分すべ
		きものであることを前提としており、処分されない場
		合、市は、当該移転対象入居者に対し移転料を支払わな
		いことを想定している。
		※残置物の処分について、事業者が入居者に対して適切
		な指示をしたのにもかかわらず、処分されない期間が
		継続することにより、本事業の遂行に影響が出る恐れ
		がある場合には、市と協議を行い、その後の対応を検討
		すること。

<移転完了時に必要な書類等>

- · 移転完了届(第2号参考様式)
- ·請求書(第3号参考様式)
- ・住民票(退去は除く)
- ・明渡す住戸の鍵
- ・移転が完了したことの確認報告書(事業者が作成)

第4 移転対象入居者からの相談対応業務

移転対象入居者が円滑に移転又は退去できるようにするため、事業者は、移転又は退去に 関する移転対象入居者からの相談窓口を設置すること(本団地の建替エリア内の空き住戸を 利用して相談窓口を設置することを希望する場合は、協議の上で、市は事業者に対して無償 で空き住戸を使用させることとする)。

相談窓口に対して、移転対象入居者からの相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

相談対応の中で移転対象入居者とのトラブルになった場合(トラブルに発展しそうな場合も含む。)は、事業者は、市に速やかに連絡し、その指示により対応すること。

なお、業務に関係のない相談や、業務の遂行に支障をきたすような事態が生じた場合は、 市に速やかに報告し、対応について協議すること。

高齢者や障がい者など、自力で移転又は退去することが困難な移転対象入居者に対しては、 丁寧な対応に心がけるとともに、必要に応じて、引越業者の斡旋や、電気・ガス・水道などの 契約手続きのサポート、引っ越しごみ処分のサポートを行うなどの工夫が考えられる。

また、日本語が話せない外国人の移転対象入居者に対しては、多言語による資料作成や通訳の採用などの工夫も考えられる。

本団地の入居者には高齢者世帯が多いことから、より円滑に移転又は退去できる優れた提案を事業者に対して求めることとする。

第5 その他入居者移転支援業務に必要な関連業務

その他、業務を実施する上で必要な関連業務は、以下のとおりである。

■その他、業務を実施する上で必要な関連業務

項目	実施時期の目安	業務内容
国交付金等の申 請関係書類の作 成支援	市との協議によ り決める	・市が移転対象入居者に対して移転又は退去の完了時 に支出する移転料に、国費を充当するため、国交付金 の申請手続きに必要な書類(交付対象額及び交付金の 算定根拠が分かる資料等)の作成支援を行う。
市への業務報告	業務中随時	・移転又は退去後遅滞なく、移転又は退去の進捗状況に ついて市に報告すること。
	業務終了時	・業務報告書 (任意様式) を作成し、市に提出すること。

第6 入居者移転支援業務にあたっての留意事項

1 移転・退去に係るリスク分担について

- ア 事業者が本要求水準書に従い、誠実に対応を行ったにもかかわらず、移転対象入居者の 責に帰すべき事由により、事業計画どおりに移転・退去が完了しない場合は、事業者が それまでに取った対応状況を説明し、その後の対応について市と協議を行うものとする。
- イ 移転対象入居者の責に帰すべき事由とは以下の事由をいう。
- (ア) 移転対象入居者が入院又は重度の病気などにより、移転・退去ができない状態にあること。
- (イ)事業者が移転対象入居者との連絡を繰り返し試みたにもかかわらず、連絡が取れなかった場合。
- (ウ) その他市がやむを得ない事情があると判断した場合。
- ウ 市の責めに帰すべき事由又は移転対象入居者の責に帰すべき事由により移転期間内に移 転・退去を完了できなかった場合の事業遅延リスクは、市が負うものとする。
- エ 事業者の責めに帰すべき事由(移転対象入居者への対応が不十分又は不誠実だった場合) により移転期間内に移転・退去を完了できなかった場合の事業遅延リスクは、事業者が 負うものとする。
- オ 上記ウ及びエに定める他、不可抗力の事由(自然災害や事故、法令変更等)により移転 期間内に移転・退去を完了できなかった場合の事業遅延リスクは、特定事業契約書に基 づき、市と事業者が協議してその負担割合を決定する。
- カ 上記ウ~オ以外の事由で移転期間内に移転・退去を完了できなかった場合の事業遅延リスクは、特定事業契約書に基づき、市と事業者が協議してその負担割合を決定する。

2 移転対象入居者による不法投棄について

- ア 移転期間中、事業者は本団地内を定期的に巡回し、必要に応じて掲示板や柵を設けるなどして、移転対象入居者による引っ越しごみ等の不法投棄の未然防止に努めること。
- イ 本団地内において、移転対象入居者による引っ越しごみ等の不法投棄がなされた可能性 が判明した場合は、事業者の費用負担により撤去及び処分することを基本とする。

ただし、法令上特別な処理を必要とするものや、処理に多額の費用を要するものについては、市と協議を行い、市が事前に了承したものについては、市が合理的な費用を負担する。